

安全情報の公表・報告について

毎事業年度終了後、100日以内に以下の安全情報を自社HP等(SNSや待合所等への掲示でも可)で公表が必要となります。公表・報告がない場合罰則の対象となりますのでご注意ください。

<事業者がHP等で公表すべき安全情報>

【事業者情報】	【船舶情報】
➢ 事業者名 ➢ 事業者のホームページURL ➢ 営業所の都道府県市町村名 ➢ 事業許可/届出年度 ➢ 事業許可/届出事業の種類 (一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業等) ➢ 地域旅客船安全協議会への加入状況(任意)等 ➢ 任意の安全に関する取組(例: +ONEマーク取得)	➢ 船舶保有数(船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数) ➢ 船舶ごとの救命設備の搭載数(救命胴衣、救命いかだ、救命浮器) ➢ 船舶ごとの無線設備の搭載状況 ➢ 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日
	【事故・行政処分情報】
	➢ 過去5年間の事故件数(安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数)

なお、個人事業者の場合は税法上、1月1日から12月31日が事業年度となります。

※自社HP等での公表は任意の様式で構いません。

また、自社HP等での公表ののち、【安全情報報告様式】により運輸局への報告も必要となります。

【安全情報報告様式等】(『中国運輸局 安全情報』で検索)

https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_02526.html

【報告先】

中国運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官 <cgt-unrokan@ki.mlit.go.jp>

また、上記の安全情報に加え、以下の情報についても自社HP等で公表する必要があります。

- 安全管理規程
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報
(社内における役職、選任年月日等)
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ(参考例)>

安全管理規程 : (企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。)

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者: 代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※

運航管理者 : 課長、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※

※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針 :

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
(事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることも可。)

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況 :

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況: . . .
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況: . . .
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況: . . . 等